

# 令和8年度 带状疱疹ワクチン接種制度のご案内

带状疱疹ワクチン接種を希望する50歳以上の方は、定期予防接種制度または接種費用助成制度が利用できます。

## ポイント

- 1 接種時の年齢により、定期予防接種または接種費用助成制度を生涯に1度ご利用いただけます。
- 2 定期予防接種対象者の方は、定期予防接種をご利用ください。また、定期予防接種対象年度を過ぎた方は、市の「接種費用助成制度」の対象外となり、带状疱疹ワクチンの接種費用は、接種する方の全額自己負担(公費助成なし)となります。

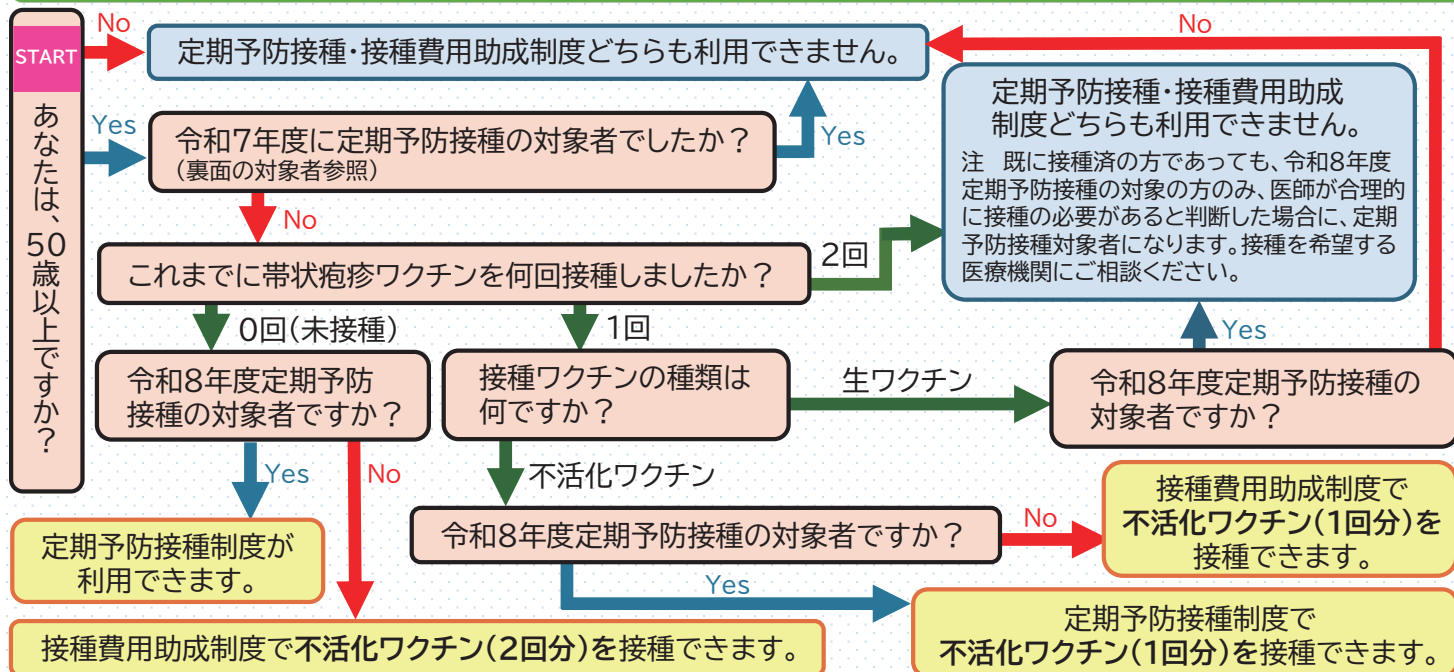
制度の概要	定期予防接種制度	接種費用助成制度									
接種の種類	予防接種法に基づく定期予防接種(B類疾病)	任意接種									
対象となる方	<p>静岡市に住民票がある 次の①または②にあてはまる方</p> <p>① 令和8年度に次の各年齢になる方</p> <table border="1"> <tr> <td><b>65歳</b> S36.4.2～ S37.4.1生</td> <td><b>70歳</b> S31.4.2～ S32.4.1生</td> <td><b>75歳</b> S26.4.2～ S27.4.1生</td> </tr> <tr> <td><b>80歳</b> S21.4.2～ S22.4.1生</td> <td><b>85歳</b> S16.4.2～ S17.4.1生</td> <td><b>90歳</b> S11.4.2～ S12.4.1生</td> </tr> <tr> <td><b>95歳</b> S6.4.2～ S7.4.1生</td> <td><b>100歳</b> T15.4.2～ S2.4.1生</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害をお持ちの方</p>	<b>65歳</b> S36.4.2～ S37.4.1生	<b>70歳</b> S31.4.2～ S32.4.1生	<b>75歳</b> S26.4.2～ S27.4.1生	<b>80歳</b> S21.4.2～ S22.4.1生	<b>85歳</b> S16.4.2～ S17.4.1生	<b>90歳</b> S11.4.2～ S12.4.1生	<b>95歳</b> S6.4.2～ S7.4.1生	<b>100歳</b> T15.4.2～ S2.4.1生		<p>静岡市に住民票がある 50歳以上の方</p> <p>次の方は対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●左記の定期予防接種制度対象者の方</li> <li>●令和7年度に定期予防接種制度の対象者だった方</li> </ul> <p>T15.4.1以前生 S5.4.2～S6.4.1生 S10.4.2～S11.4.1生 S15.4.2～S16.4.1生 S20.4.2～S21.4.1生 S25.4.2～S26.4.1生 S30.4.2～S31.4.1生 S35.4.2～S36.4.1生</p>
<b>65歳</b> S36.4.2～ S37.4.1生	<b>70歳</b> S31.4.2～ S32.4.1生	<b>75歳</b> S26.4.2～ S27.4.1生									
<b>80歳</b> S21.4.2～ S22.4.1生	<b>85歳</b> S16.4.2～ S17.4.1生	<b>90歳</b> S11.4.2～ S12.4.1生									
<b>95歳</b> S6.4.2～ S7.4.1生	<b>100歳</b> T15.4.2～ S2.4.1生										
接種期間	令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで										
対象ワクチン	<p>いずれかのワクチン接種になります。</p> <p>生ワクチン      不活化ワクチン※1</p>	不活化ワクチン※1									
接種回数	1回	2回									
自己負担額	5,040円	8,240円 (接種1回あたり)	接種費用※2 -10,000円 (接種1回あたり)								

過去に生ワクチンまたは不活化ワクチンを接種済の方は、原則対象になりません。  
詳しくは、裏面「制度利用フローチャート」でご確認ください。

※1 不活化ワクチン接種の場合、1回目と2回目の接種間隔は2か月以上7か月未満です。

※2 接種費用は、医療機関により異なります。

# 令和8年度 制度利用フローチャート

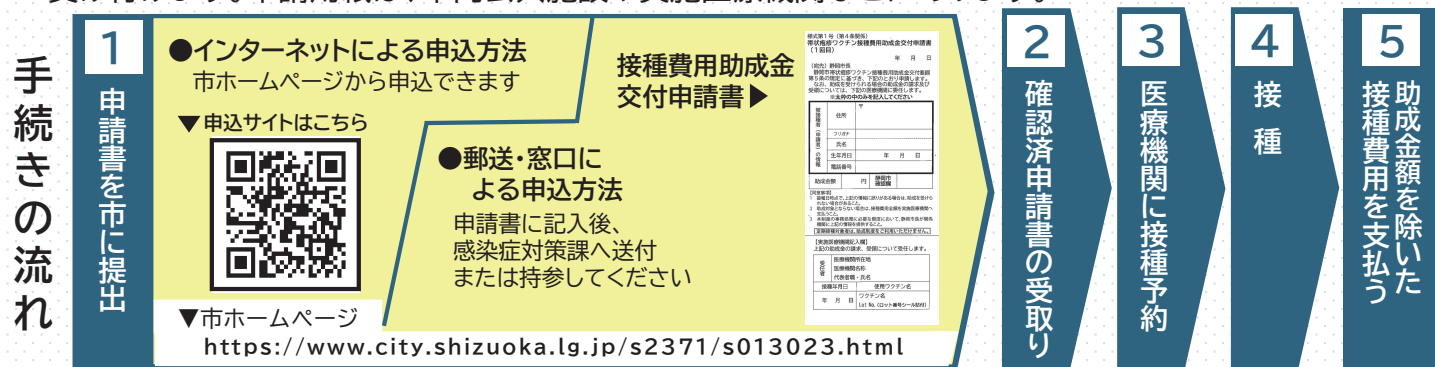


## 定期予防接種制度の手続き

- ▶ 令和8年度の定期予防接種の対象者には、令和8年3月下旬に、「接種券」をお送りしています。詳しくは、「接種券」に同封の「令和8年度 带状疱疹ワクチン定期予防接種対象者の皆様へ」をご覧ください。
- ▶ 60歳以上65歳未満で対象となる方は、感染症対策課(249-3152)までお問合せください。

## 接種費用助成制度の手続き

接種の前に、市に助成申請の手続きが必要です。申請は、インターネット及び申請用紙(郵送・窓口)で受け付けます。申請用紙は、市内公共施設や実施医療機関などにあります。



## よくある質問

- Q** 令和7年度以前に接種費用助成制度を申請しましたが、まだ1回も接種していません。令和8年度は、定期予防接種、接種費用助成どちらの制度を利用できますか。
- A** 令和8年度定期予防接種の対象の方は、定期予防接種制度をご利用ください。令和7・8年度定期予防接種の対象年齢になっていない方は、接種費用助成制度をご利用ください。
- Q** 定期予防接種対象年齢の年度に接種しない場合、翌年度以降、接種費用助成制度を利用できますか。
- A** 利用できません。翌年度以降は全額自己負担での接種になります。
- Q** 令和7年度以前に申請した市確認済助成金申請書を持っています。令和8年度に接種費用助成制度を利用する場合、新たに申請が必要ですか。
- A** 必要ありません。現在お持ちの申請書を引き続き使用できます。但し、制度の変更や廃止により使用できなくなる場合があります。接種前に必ず最新の接種条件をご確認ください。
- Q** 「接種券／接種費用助成金交付申請書」を失くしました。どうすればよいですか。
- A** 保健所感染症対策課(下記)までお問い合わせください。

問い合わせ先

静岡市保健所 感染症対策課 静岡市葵区城東町24番1号 保健所棟2階  
電話 (054) 249-3152 / 249-3173 (平日8時30分～午後5時)  
市ホームページはこちら▶<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2371/s013023.html>



▲読み取りはこちら